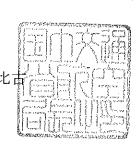
総 基 電 第 8 7 号 20150602製局第1号 国空安企第13号 平成27年6月2日

一般社団法人日本玩具協会 会長 富山 幹太郎 殿

総務省総合通信基盤局長 吉良

経済産業省製造産業局長 黒田

国土交通省航空局長 田村 明比市



小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について(要請)

本年4月22日に、首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を受け、政府は4月24日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、5月12日に「小型無人機に関する当面の取組方針」をとりまとめたところです。

これを踏まえ、小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について、下記のとおり要請いたします。

記

1. 電波法に係る周知について

小型無人機の操縦等のために無線設備を使用するに当たっては、電波法の規定を遵守していただく必要があります。電波法で定める技術基準に合致していない無線設備を使用したり、免許等の範囲を超えて無線局を運用するなどした場合、他の無線通信へ有害な影響を与えるだけでなく、電波法違反として刑罰の対象となるおそれがあります。

このため、その無線設備について技術基準適合証明等を取得するなどして技術基準に合致していることを確認すると共に、小型無人機の運用者に対して技術基準適合証明等を受けた無線設備の適正な利用を促すことを、貴会員関係各社等に周知するよう要請いたします。

2. 小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルール全体の骨子の 周知について

「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)」(別紙)については、今後、運用ルールの具体化に向けての指針となるものです。政府としては本骨子において関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取し、その意見を適切に反映させつつ、今国会にも必要な法案を取りまとめ、実施可能な点から段階的かつ早急に取組を進めることとしています。

また、小型無人機の機体自体の把握や機能の確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した業務等については、関係者との十分な調整を図った上で、必

要な法整備を含めたルールの取りまとめを進めることとしています。民間関係者においても、小型無人機の運航の安全の確保、適切な利活用による新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便向上の観点から、本骨子を踏まえた先行的・自主的な取組が期待されていることから、貴会員関係各社等に周知し、取組を促していただけますよう要請いたします。